

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

# 工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款 項 目 節		
工事場所	京都市南区久世高田町		
路線名又は河川名等			
工事名	辻堂排水機場維持補修（2号3号ポンプ更新）工事		
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事業課(所)名	河川整備課	単価使用年月	令和 年 月
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
主工種		単価地区	
前払金支出		調整区分	

京都市 建設局



工事概要

2号3号ポンプ更新工事				式	1
2号3号ポンプ更新	台	2			

施工理由

辻堂排水機場の2号排水ポンプ、3号排水ポンプは、設置から18年が経過し、絶縁抵抗の低下もみられることから更新を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

## 積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年5月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年5月	
基 準 適 用 年 月	2025年5月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	A5:道路排水設備	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

# 設計内訳書 (本01)

工事名		事業区分			機械設備		
辻堂排水機場維持補修 (2号3号ポンプ更新) 工事		工事区分			製作工		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
製作工		式	1				
道路排水設備製作		式	1				
主ポンプ設備		式	1				
主ポンプ (水中ポンプ) 型式: CN200-P (強制冷却タイプ)	水中ポンプ形式: 着脱装置付汚水用, 水中ポンプ羽根形状: クロスノック型, 水中ポンプ周波数: 60Hz用, 水中ポンプ規格: 200mm 15.0kW	台	2				
純製作費		式	1				
製作原価		式	1				
据付工		式	1				
道路排水設備輸送工		式	1				
輸送工		式	1				
道路排水設備輸送	ポンプ 径200mm×2台、輸送距離96km	式	1				内 1号
道路排水設備据付		式	1				
道路排水設備据付工		式	1				
据付 (道路排水設備)		式	1				内 2号

# 設計内訳書 (本01)

工事名	辻堂排水機場維持補修 (2号3号ポンプ更新) 工事				事業区分 工事区分	機械設備 据付工	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
撤去(道路排水設備)		式	1				内 3号
金属くず運搬・積込・荷卸し	トラック(クレーン装置付き)2t級、吊り能力2.9t、9km以下	t	0.82				
スクラップ	ヘビーH1	t	-0.82				
直接経費(道路排水)	トラック(クレーン装置付き)2t級、吊り能力2.9t	式	1				内 4号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	1				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費(率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
据付間接費		式	1				

# 設計内訳書（本01）

工事名	辻堂排水機場維持補修（2号3号ポンプ更新）工事					事業区分 工事区分	機械設備 据付工	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
据付工事原価		式	1					
設計技術費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

# 一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	道路排水設備輸送	ポンプ 径200mm×2台、輸送距離96km						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	新設工事輸送費(道路排水設備)		式	1				
	合計							

# 一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	据付(道路排水設備)							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	排水設備据付労務費		台	2				
	合計							

# 一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	撤去(道路排水設備)							
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	排水設備撤去労務費		式	1				
	合計							

# 一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	直接経費(道路排水)	トラック(クレーン装置付き)2t級、吊り能力2.9t						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	トラック[クレーン装置付] ベーストラック2t積 吊能力2.9t		時間	10.72				
	合計							

## 特記仕様書（個別工事編）

工事名 辻堂排水機場維持補修（2号3号ポンプ更新）工事

工事場所 京都市南区久世高田町 地内

### 1 一般事項

#### 第1条（適用）

1 本工事の施工に当たっては、「土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月）」を準用するほか、「設計図書」、「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」、「特記仕様書（個別工事編）（本仕様書）」及び以下の規程を適用する。

- (1) 機械工事共通仕様書（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）
- (2) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
- (3) 揚排水ポンプ設備技術基準
- (4) 揚排水機場設備点検・整備指針（案）・同解説
- (5) 日本産業規格（JIS）
- (6) 日本電機工業会規格（JEM）
- (7) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (8) その他関係規程

なお、これらの規程は最新のものを適用する。

2 本工事施工現場には、請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

#### 第2条（読替えほか）

1 土木工事共通仕様書 1-1-1-1 に記載の「土木請負工事監督・検査諸規程」は「都市計画局建築請負工事監督・検査諸規程」に読み替える。ただし、受注金額が500万円以下の場合、読み替えないものとする。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html>

2 本仕様書において、表が空欄となっている箇所については、当該内容が本工事には該当しないものとして取り扱うこと。

#### 第3条（建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施）

1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」  
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>) に基づいて実施する。

2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

#### 第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

## 2 現場条件に関する事項

### 第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- (1) 出水期（6月16日～10月15日）での現場作業は行わないことを原則とするが、監督員の了解を得て短時間で取替る場合は、この限りでない
- (2) 本工事対象施設は適宜保守管理業者等による点検等の立入りがあため、適宜調整を図ること。
- (3) 本工事において、湧水のある現場であることを考慮し、仮設排水への監視を怠ることなく作業を進めること。特に、既設盤内の制御線の切り替え作業時は、低水位まで排水作業を実施後、作業に取り掛かること。

### 第2条（施工時間）

施工時間は、下表に記載した工種以外は昼間施工とする。ただし、関係各署と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間	備考

### 第3条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無	設計人数 計
辻堂排水機場	1名（交代要員1名含む。）	交通誘導員B 1名	昼間	無	1人日

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

### 3 監督職員の確認に関する事項

#### 第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
製作工		主ポンプ（水中ポンプ）

#### 第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

#### 第3条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。

#### 4 建設副産物に関する事項

##### 第1条（スクラップ）

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（伝票、受入証明書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH1)	京都市南区上鳥羽鉾立町4番地	設計運搬距離 L = 5.1 km

## 5 その他事項

### 第1条（検査書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の7日前までに提出すること。

### 第2条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。  
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。  
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

### 第3条（電子納品）

本工事は、電子納品の対象とする。電子納品を実施しない場合は監督員の承諾を得るものとする。

### 第4条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

- 1 目的  
本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。
- 2 実施内容
  - (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
    - ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。
    - イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。  
なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。
  - (2) 効果の検証  
遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。
  - (3) 費用  
遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。  
なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。

る。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5条（ゴム製品等の品質確認等）

1 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下「ゴム製品等」という。次表参照）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

2 第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合に係る責任が免責されるものではない。

製品及び材料名	

なお、必要な品質証明書は、次の表の試験及び検査において、製品に応じた必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目

第6条（建築物等の解体作業等における石綿の適切な対応）

1 石綿の取扱いに当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」等、関係法令等を遵守する。

2 解体又は改修工事に当たっては、全ての部位及び材料について、事前調査を行い、「解体等工事に係る事前調査説明書面」を監督員に提出する。また、大気汚染防止法第18条の15第6項及び石綿障害予防規則第4条の2第1項に基づき提出したそれぞれの「事前調査結果報告書」の写しを監督員に提出する。

分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（最終改正 令和3年12月22日 基発1222第17号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこと。

3 石綿含有建材の除去等作業を行うに当たり、作業計画書を作成し監督職員の承諾を得る。

4 石綿含有建材の除去等の作業が終了したときは、その結果を書面で報告する。（特定粉じん排出等作業完了報告書）

5 なお、現時点で石綿を含むと想定しているものは次のとおりである。

想定外の石綿含有材料が判明した場合、監督職員を協議するものとし、設計変更の対象とする。

各レベルは、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を示す。

(1) 吹付け石綿（吹付けパーライト、吹付けバーミキュライト含む）  
対象部位及び材料（ ）（レベル1）

(2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材  
対象部位及び材料（ ）（レベル2）

(3) 石綿含有成形板等  
対象部位及び材料（ ）（レベル3）

(4) 石綿含有仕上塗材（吹付けパーライト、吹付けバーミキュライトを除く）  
対象部位及び材料（ ）

## 6 設備工事に関する事項

### 第1条（工事範囲）

- 1 本工事の範囲は機器及び材料（以下「機器等」という。）の設計、製作、塗装、輸送、据付、試運転調整及び完成検査までの一切とする。
- 2 製作据付機器等及び現地工事は以下のとおりである。
  - (1) 脱着式水中ポンプ
- 3 その他、詳細は工事設計書又は図面による。

### 第2条（運転操作講習会の実施）

工事完了後、監督職員及び保守管理業者向けに運転操作講習会を実施すること。詳細は協議による。

### 第3条（施工計画書等）

- 1 機械工事共通仕様書（案）1-1-1-6 に規定する施工計画書を提出すること。ただし、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
- 2 機械工事共通仕様書（案）1-1-1-18 に規定する施工図を提出し、監督職員の承諾を受けること。ただし、簡易な工事において監督職員の承諾を得た場合は省略することができる。
- 3 施工計画書に記載する計画工程表とは別に、監督職員の求めに応じ、月間工程表又は3週工程表等の詳細な工程表を提出すること。
- 4 機械工事共通仕様書（案）1-1-1-47に基づき、官公庁等への届出等を行った場合は、その許可又は承諾等の書面の写し又は原本を監督職員に提出すること。

### 第4条（機器仕様）

#### 1 機器仕様

更新又は整備する機器の仕様は概ね以下のとおりとし、その他詳細は図面によるものとする。

機器名	仕様	数量	備考
水中ポンプ	能力：Φ200×4.5m <sup>3</sup> /min×13m×15kW 主要部材質：ステンレス 付属品：水中ケーブル30m SUS製チェーン6m	2	更新 既存型番：CN200-P 既存メーカー：新明和工業

- 2 機器の各仕様のうち主要なものを満足し、監督職員が同等以上の機能を有すると認めたものについては、これを採用することができる。
- 3 機器を製作する前に、機器承諾函を2部提出し、監督職員の承諾を得ること。
- 4 機器承諾函には必要に応じて仕様を満足していることを示す計算書、詳細図その他資料を添付すること。
- 5 機器承諾函の記載内容が設計図書の変更を必要とする場合、当該部分については監督職員と協議すること。
- 6 機器承諾函の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によっては受注者の責務が免責又は軽減されるものではない。

### 第5条（電気保安技術者）

- 1 受注者は、電気事業法に定める電気工作物に係わる工事については、電気保安技術者を置くものとする。
- 2 電気保安技術者は、本工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者を原則とするが、以下の者より選定してもよい。なお、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を提出すること。

10.0kW未満の需要設備又は事業用電気工作物において分電盤以降の低圧部分の電気工事のみに係る場合

- 1 級電気工事施工管理技士、2 級電気工事施工管理技士、第1種電気工事士、第2種電気工事士  
ただし、これと同等の知識及び経験を有する者で監督職員の承諾を受けた場合にはこの限りで

ない。

#### 100kW 以上 500kW 未満の需要設備の場合

1 級電気工事施工管理技士、第 1 種電気工事士

ただし、これと同等の知識及び経験を有する者で監督職員の承諾を受けた場合にはこの限りでない。

#### 500kW 以上の需要設備の場合

1 級電気工事施工管理技士

### 第 6 条（設備工事一般事項）

- 1 本条は一般事項を記載するものであり、今回工事に該当する項目のみ適用する。
- 2 本特記仕様書、添付図面に記載する仕様は、設計仕様であり、詳細な仕様を決めるものではない。
- 3 事前に十分な現場調査を行い、綿密な作業計画を立てること。
- 4 詳細な施工範囲及び詳細図等の作成は工事設計書、添付図面によるが、明示されていない事項については、監督職員と協議すること。
- 5 資格を要する施工・作業には必ず有資格者を従事させる必要がある。施工計画書に資格者証の写しを監督職員に提出すること。
- 6 撤去品の仮置場及び処分は監督職員の承諾事項とする。
- 7 施工に際して周辺の既設機器等に損傷を与えないよう、必要な養生を施すこと。
- 8 工事中に稼働休止となる既存機器について、点検等による操作の混乱が生じないように現場の状況に合わせて、適切な表示（操作禁止札の貼付等）を行うこと。また、これらの作業を行った際は速やかに監督職員に連絡すること。
- 9 既設機器を改造する必要がある場合や設計図書に指定した以外の配線配管類を更新する必要がある場合には、速やかに監督職員と協議を行うこと。
- 10 屋外の配管、配線の支持は、SUS 製又は溶融亜鉛メッキ製の金物、ボルト・ナット、アンカーボルトを使用すること。また、屋内であっても常に乾燥した環境でない箇所については、屋外と同様の防錆対策を行うこと。
- 11 配管配線類の寸法や経路は受注者自身で再検討すること。
- 12 機器等の搬出入に当たり、輸送方法、輸送ルートは所轄警察署及び道路管理者等と協議のうえ決定すること。特に重量物を取り扱う場合は、十分な安全対策を検討し、施工計画書に記載すること。
- 13 工事に要する仮設資材、機械器具、電力、用水等は受注者の負担とする。

### 第 7 条（完成図書）

- 1 施設管理用の完成図書を 2 部提出すること。
- 2 完成図書は以下の構成を標準とする。ただし、監督職員との協議により、一部の省略や構成変更をすることができる。
  - (1) 完成図、機器完成図、施工図
  - (2) 機器性能試験成績書
  - (3) 施工管理記録、試運転調整記録、社内検査報告書、総合試運転調整記録
  - (4) 取扱説明書
  - (5) 付属品（工具類及び予備品等。予備の塗料については、特に監督職員の指示のない限り不要とする。）
  - (6) 各種保証書
  - (7) 関係官公庁等への届出等書類
  - (8) 完成写真（工事対象設備の全景又は代表部分を工事完成後に撮影した写真）
  - (9) その他、監督職員の指示するもの

### 第 8 条（電気工事一般事項）

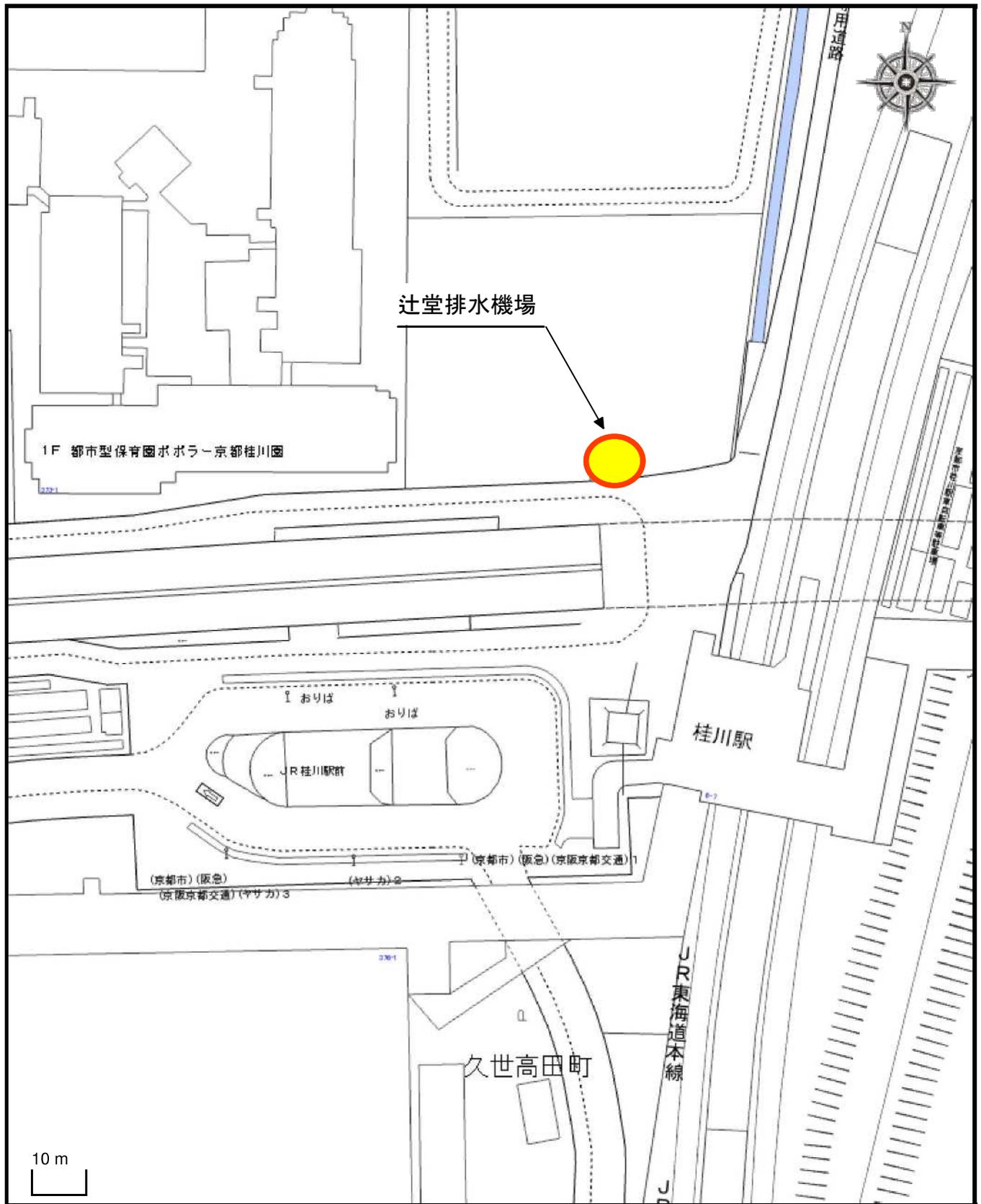
- 1 本条は電気工事を行う場合に適用する。
- 2 電気配管工事を行う場合は次の各号による。
  - (1) 厚鋼電線管は溶融亜鉛めっきを施したものを標準とする。
  - (2) 電線管の端部及び内部は、配線の被覆に損傷を与えないよう滑らかなものであること。
  - (3) 機器への接続は端末可とう管等による。

- (4) 必要箇所にプルボックス等を設けること。
  - (5) 工事施工前に撤去及び敷設電線管リストを作成し、承諾を得ること。
- 3 電気配線工事を行う場合は次の各号による。
- (1) 電線の寸法は内線規程に準拠するものとする。
  - (2) 配線の両端部等に回路種別、行き先等を記した札を設けること。
  - (3) 配線は管内で接続してはならない。
  - (4) 工事施工前に敷設ケーブルリストを作成し、承諾を得ること。

#### 第9条（その他特記事項）

- 1 本施設は工事中においても降雨時におけるポンプの稼働の可能性があり、さらに監督職員又は保守管理業者等による試運転及び点検等の立入りに留意すること。
- 2 排水機場の資機材を使用する必要がある場合は事前に監督職員の承諾を得ること。特に天井クレーンを使用する場合は、使用前点検を行う等、クレーン等安全規則に基づき使用すること。

# 辻堂排水機場 (京都市南区久世高田町)



1 / 1000